川崎市１：２５，０００地形図

川崎都市計画総括図

凡例

市境界	区境界	地区計画（地区整備計画を定めるもの）	市街化調整区域	土地区画整理事業区域	一団地の住宅施設	火葬場	市場	学校	汚物処理場	ごみ処理場（焼却場）	ごみ処理場（埋立処分場）	墓園	緑地	公園	自転車駐車場	都市計画道路（高速鉄道は地下）	都市計画道路（高速鉄道は地下以外）	土地区画整理保留地区	市街地再開発保留地区	生産緑地地区	特別緑地保全地区	駐車場整備地区	臨港地区	風致地区	準防火地域	防火地域	特定街区	高度利用地区	特別工業地区	工業専用地域	工業地域	準工業地域	商業地域	近隣商業地域	準住居地域	第二種住居地域	第一種住居地域	第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	市街化区域

(注)　鉄道的に用途地域が定められている場合は、原則として、道路（都市計画道路を含む）の境界から東行35ｍ又は50ｍとしています。
また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から30ｍとしています。

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物ご適用）

(注)　高度地区についての詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離、敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域		敷地境界から１ｍ	123㎡（容積率が60%もしくは80%の地域）
		道路境界を除く敷地境界から１ｍ	100㎡（容積率が100%の地域）
第二種低層住居専用地域			

(注)　外壁後退距離について
第一種低層住居専用地域において、は「道路側を除く敷地境界から１ｍ」。
は「敷地境界から１ｍ」です。

(注)　この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、令和５(2023)年３月31日現在の都市計画の概略を示したものです。
最新の都市計画の概略については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口に設置している「川崎市用途地域等案内システム」（タッチパネル）及び川崎市ホームページ上の「川崎市都市計画情報サイトポータル提供サービス（ホームページアドレス：https://kawasaki.geo.bosai.go.jp/webgis/Resources/models/PlanCityPlanInfoCityPlan.html）において御覧いただけます。
詳細については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口でご確認ください。

市町村名	川崎市
事業名	川崎都市計画都市高速鉄道の変更（京浜急行大師線）
図面の名称	総括図
縮尺	1／25，000
番号	１の１
作成年月日	令和６年　月　日

令和５(2023)年３月　印刷
川崎都市計画課提図

1：25,000

(1)
(2)

(1)「この地図は、東京都測量の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1都市計画図を利用して作成したものです。無断複製を禁ずる。（承認番号）４都市建交第第（数字４桁）号の２（東京都測量第135号）。
(2)「都市計画図の閲覧等は国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/toshikeikaku/toshi/index.html)により「地図情報ライブラリー」を利用ください。

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画部都市計画課
〒210-0007　川崎市川崎区駅前本町１番地
電話：044-200-2705　ファクス：044-200-3969
メールアドレス：toshi-keikaku@city.kawasaki.jp

計画機関　川崎市
野球なく電話を禁ずる